



## 『株券不発行』に関する登記手続きのご案内

### 株券発行の取扱いが変わりました！！

旧商法では、株式会社は、『株券を発行すること』が原則であり(旧商法226条)、株式譲渡制限会社においては、株主からの請求がない限り株券を発行することを要しないこととされてきました。

これに対して、会社法では原則『株券不発行』となりました。(会社法214条:下記参照)

ただし、旧商法下にあった株式会社で、株券不発行の登記をしていない会社については、網羅的に株券を発行する旨を定款に定めてあるとして、登記簿謄本にその旨の記載がなされております。(会社法関係法律整備法136条:下記参照)

|       | 旧商法         | 会社法        |
|-------|-------------|------------|
| 株券発行  | 原則(登記不要)    | 株券発行の定めの登記 |
| 株券不発行 | 株券不発行の定めの登記 | 原則(登記不要)   |

#### 会社法 第214条(株券を発行する旨の定款の定め)

株式会社は、その株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年七月二十六日法律第八十七号)

#### 第136条(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

12 登記官は、第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社について、職権で、その本店の所在地において、次に掲げる登記をしなければならない。

- 一 取締役会設置会社である旨の登記
- 二 監査役設置会社である旨の登記(当該株式会社について委員会等設置会社である旨の登記がある場合を除く。)
- 三 株券発行会社である旨の登記(当該株式会社について株券を発行しない旨の登記がある場合を除く。)

今回、新たに定款に『株券不発行』の定めをしたときは、登記簿上の株券発行会社である旨の登記を廃止しなければなりません。

そのための添付書面は、次のとおりです。

①定款変更の決議をした株主総会議事録

②会社法218条1項の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

以上